平成２９年（フ）第３３８号
埼玉県狭山市入間川3145番地の１　サンアベニュー富士110
債務者　野呂　幸枝
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２３７号
相模原市緑区青山497番地11
債務者　稲本　博之
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２３８号
相模原市緑区青山497番地11
債務者　稲本　昭枝
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２４２号
相模原市中央区南橋本１丁目19番１号　南橋本プラザハイム806
債務者　春山由美子
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２５０号
神奈川県座間市緑ケ丘５丁目12番17号　小平ハウス202号
債務者　土橋　義典
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２５３号
相模原市緑区橋本台１丁目13番３―503号
債務者　磯貝　志穂
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２５４号
相模原市南区相模台１丁目22番22号　セブンエイト205
債務者　小菅ひとみ
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２４６５号
大阪府守口市佐太中町２丁目７番27―1002号
債務者　松尾　和哉
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５１号
岡山市東区君津951番地３アドリーム君津307号室
債務者　新谷　　直
１　決定年月日時　平成29年７月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４１号
静岡県焼津市大村新田137番地の２　トリヴァンベール305
債務者　古知　　修
１　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月13日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５０号
栃木県栃木市箱森町16番20号　タテハイツ105号、従前の住所栃木県栃木市薗部町２丁目14番２号
債務者　安形　知子
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月15日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第６０号
栃木県下都賀郡壬生町安塚916―１　クリアヴィレッジＤ102、住民票上の住所千葉県柏市光ケ丘１丁目１番１号　ハイツ中山202号
債務者　竹内　　豪
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月15日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第２５５号
栃木県鹿沼市東町１丁目11番23号
債務者　篠田　胤光
１　決定年月日時　平成29年７月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１３９５号
横浜市西区戸部本町51番15―905号
債務者　片山　龍一
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４０９号
神奈川県鎌倉市二階堂91番地　宮前アパート５号室
債務者　村上　美江
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４１３号
横浜市南区別所１丁目３番27―405号
債務者　奥山　純一
１　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部